第八条の二の次に次の四条を加える。

（安否情報の提供等）

**第八条の三**　法第八十六条の十五第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一　照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

二　照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

三　照会をする理由

2　照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。

3　第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

一　照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合　照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

二　照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合　照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況

三　照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合　照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

4　前項の規定にかかわらず、第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

（被災者台帳の作成）

**第八条の四**　法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

**第八条の五**　法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電話番号その他の連絡先

二　世帯の構成

三　罹災証明書の交付の状況

四　市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

五　前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

六　前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（台帳情報の提供に関し必要な事項）

**第八条の六**　法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

三　提供を受けようとする台帳情報の範囲

四　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

五　前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

2　市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

別記様式第一中「第1条関係」を「第1条の2関係」に改める。

**第二条**　災害対策基本法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条の五第六号を第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号カードをいう。）を加え、同条に次の一項を加える。

第八条の六第二項中「当該申請に係る台帳情報」の下に「（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）」を加える。

3　法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

**附　則**

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中災害対策基本法施行規則第八条の二の次に四条を加える改正規定　災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）

二　第二条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日

## ○内閣府令第六十七号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の施行に伴い、及び災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定を実施するため、災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

### 災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令

総理府、厚生省、災害救助法施行規則（昭和二十二年内務省、運輸省、大蔵省　令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（公用令書の交付等）」を付し、同条第一項中「以下法」を「昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」」に、「第二十三条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「これを」を削り、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「あつては」を「あっては」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「なつた」を「なった」に改め、同項に項番号を付す。

第二条に見出しとして「（物資の引渡し）」を付し、同条第一項中「なす」を「行う」に、「これを引渡さなければならない」を「引き渡さなければならない」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「なした」を「行った」に改め、「これを」を削り、同項及び同条第四項に項番号を付す。

第三条に見出しとして「（損失補償請求書の提出）」を付し、同条第一項中「第二十三条の二第三項」を「第五条第三項」に、「第二十六条第二項」を「第九条第二項」に、「三箇月」を「三月」に、「なした」を「行った」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「使用の期間一箇月」を「使用を開始した日から一月」に、「毎に」を「ごとに」に改め、同条第二項中「添附」を「添付」に、「写」を「写し」に改め、同項に項番号を付す。